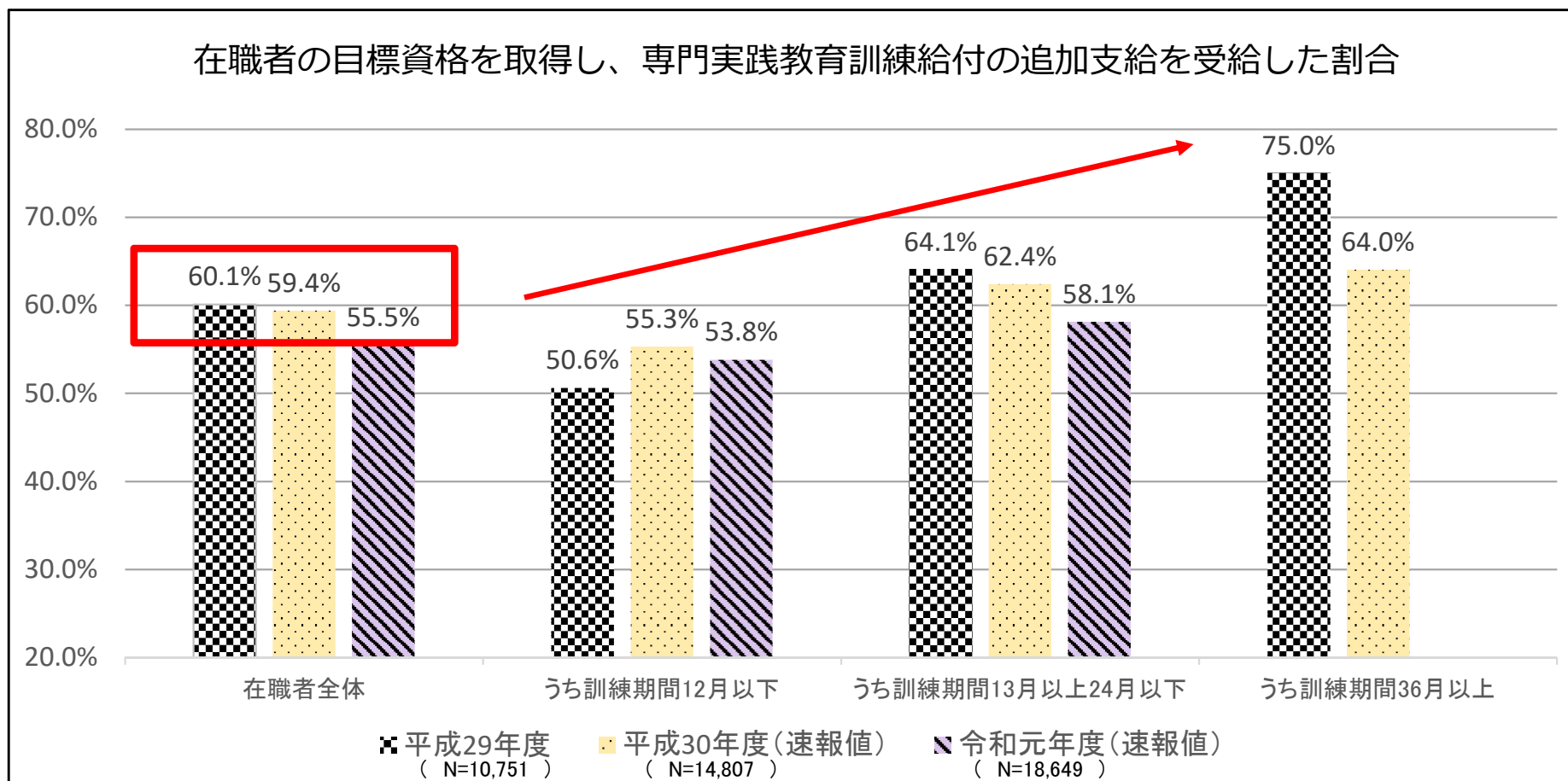


教育訓練給付関係 参考資料

(10月13日資料より一部抜粋、追加資料)

専門実践教育訓練受給者（在職者）の状況（受講結果）

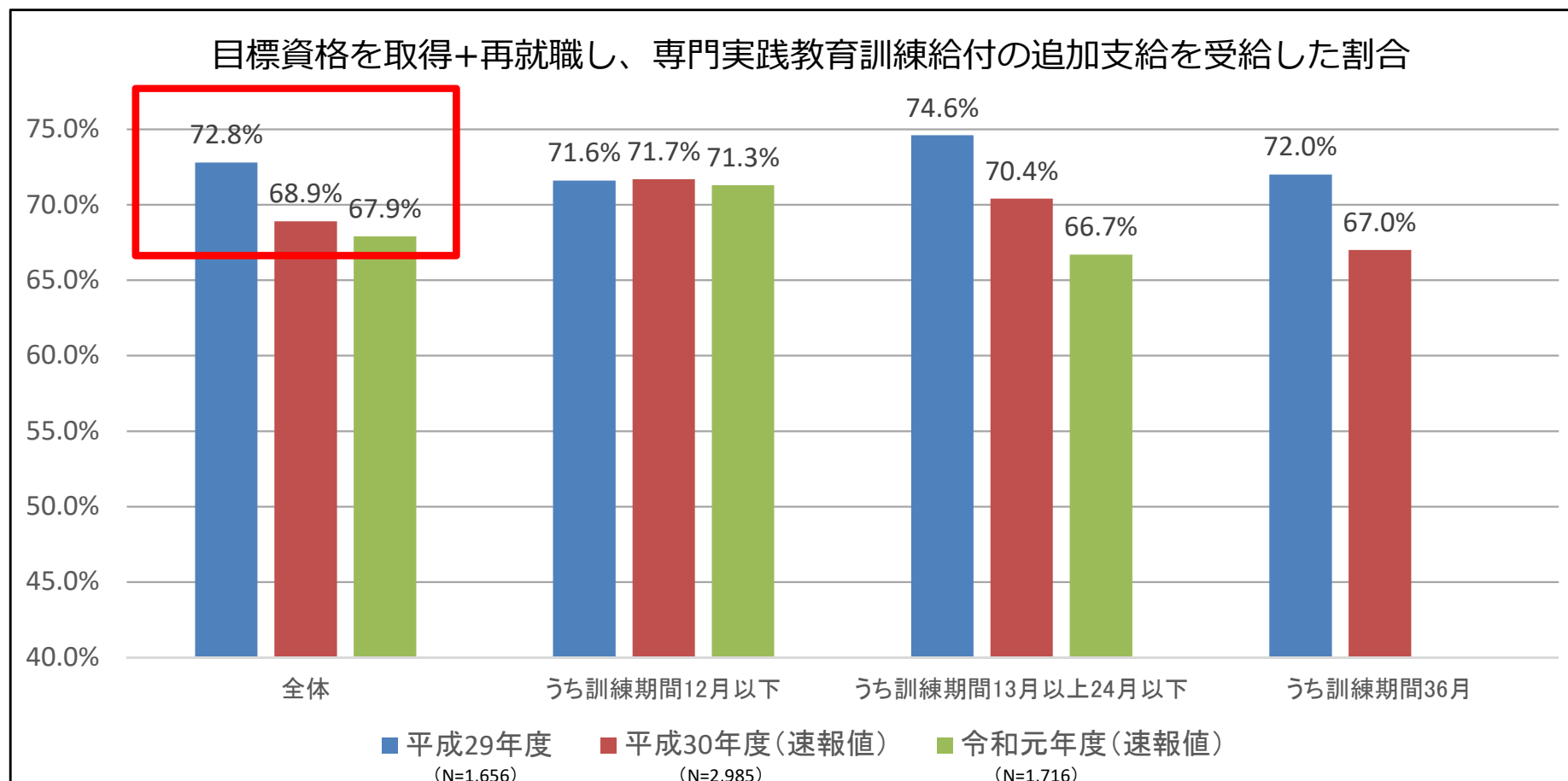
在職者に専門実践教育訓練を受講した者のうち受講修了後に目標とする資格等を取得した者の状況を調査した結果、概ね60%となっており、長期の訓練を受講した者ほどその割合は高くなっている。



- ※1 平成30年度のうち訓練期間36月以上のコースは、受講修了後の経過期間が短く今後変動があり得るため速報値としている。
- ※2 令和元年度については、訓練期間36月以上のコースは訓練受講中のため調査から除いており、また訓練期間1年以上24か月以下のコースは受講修了後の経過期間が短く今後変動があり得るため速報値としている。
- ※3 このデータは令和3年9月末時点における処理データから訓練開始日が属する年度を基準として各年度区分を整理し特別集計したもの。

教育訓練支援給付金受給者の状況(受講結果)

当該給付金が若年離職者の中長期的キャリア形成の支援を目的としていることに鑑み、教育訓練の受講修了後に目標とする資格等を取得し、かつ再就職した者の状況を調査した結果、当該給付金受給者のうち概ね70%程度となっている。



- ※1 平成29年度及び平成30年度の教育訓練支援給付金受給者が受講した講座において、訓練期間が24月の次は36月しかないため「うち訓練期間36月」としている。
- ※2 平成30年度について、訓練期間36月のコースが受講修了後の経過期間が1年未満であり今後変動があり得るため速報値としている。
- ※3 令和元年度については、訓練期間13月以上24月以下のコースが受講修了後の経過期間が1年未満であり今後変動があり得るため速報値としており、また訓練期間36月のコースの受講者は訓練が終了していないため除いて算出している。
- ※4 このデータは令和3年9月末時点における処理データから訓練開始日が属する年度を基準として各年度区分を整理し特別集計したもの。

教育訓練支援給付金受給者の受講後の状況

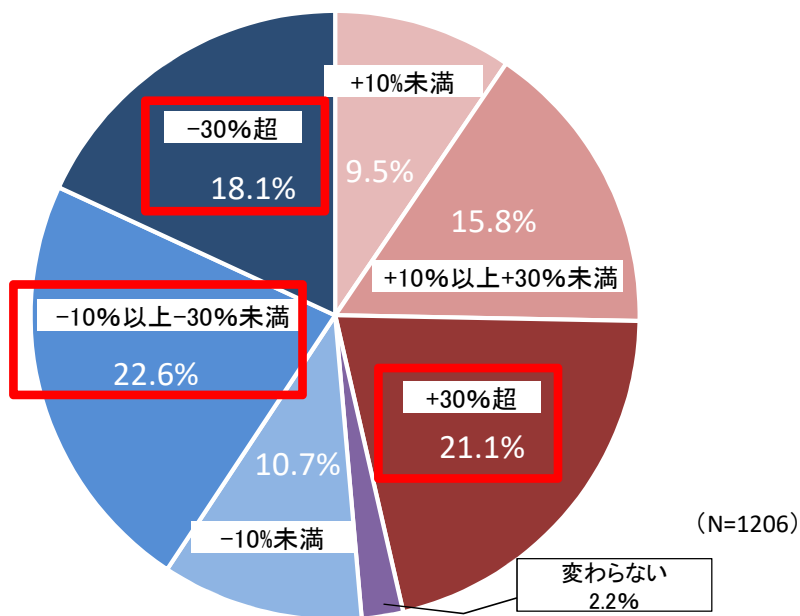
(サンプル調査の概要)

- 平成29年度に受講開始した者のうち、教育訓練支援給付金を受給した1,656人について、目標資格等を取得し、かつ受講修了後1年以内に再就職した者(専門実践教育訓練給付金の20%追加支給受給者)=1,206人の再就職後の賃金の状況と就職日の1年後の就業継続状況を調査。

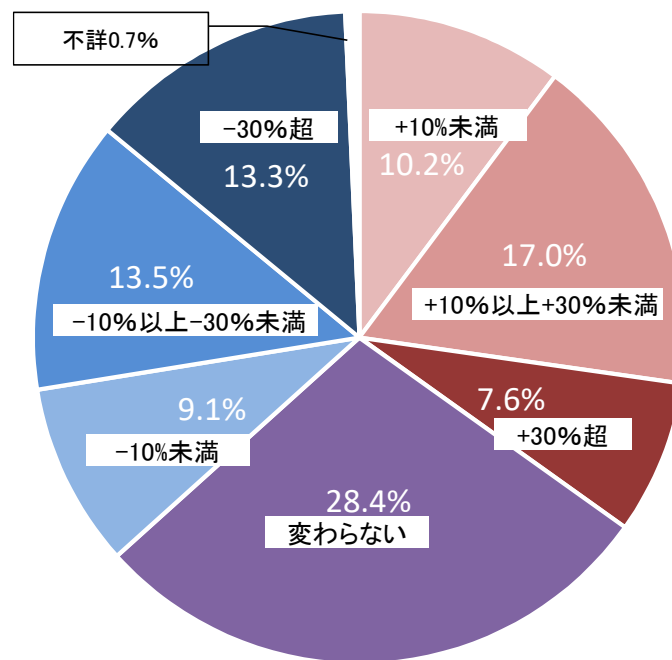
(目標資格等の取得後の就職で賃金が増減した者の割合)

雇用動向調査における転職入職者の賃金変動状況と比較すると、教育訓練支援給付金受給者の方が、30%以上の賃金の増となる者の割合が大きい一方で、10%以上の割合で賃金の減少となる者の割合も大きい。

受給者全体



参考: 2020年転職入職者の賃金変動状況(雇用動向調査)



※教育訓練支援給付金の支給における離職時賃金と再就職時の資格取得届における賃金額による比較。

※雇用動向調査(2020年)のデータより厚生労働省職業安定局雇用保険課にて作成。

離職時賃金には所定外も含まれることに留意。

※「変わらない」は、増減割合が±1%未満の範囲としている。

このうち就職日の1年後も就業継続している者※の割合 = 84.5%

※最初の就職後、1年経過日の被保険者資格取得状態を調査。

なお、就職後に被保険者資格の喪失と新たな取得が生じている場合、両者の間隔が30日未満の場合は継続しているものとみなす。

教育訓練給付の概要

2021年9月作成

労働者が、主体的に厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を「教育訓練給付」として雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付 （2014年10月制度開始） <特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練受講を対象>	特定一般教育訓練給付 （2019年10月制度開始） <特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練受講を対象>	一般教育訓練給付 （1998年12月制度開始） <左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練受講を対象>
給付内容	○ 受講費用の 50% （上限年間 40万円 ）を6か月ごとに支給。 ○ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の 20% （上限年間 16万円 ）を追加支給。	○ 受講費用の 40% （上限 20万円 ）を受講修了後に支給。	○ 受講費用の 20% （上限 10万円 ）を受講修了後に支給。
支給要件	+ 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は2年以上） ※在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者	+ 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は1年以上）	+ 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は1年以上）
対象講座数	2,584講座（2021年10月時点）	484講座（2021年10月時点）	11,177講座（2021年10月時点）
受給者数	29,404人（2020年度実績）／100,846人（制度開始～2020年度） ※いずれも初回受給者数。	1,647人（2020年度実績）	89,011人（2020年度実績）
対象講座指定要件（講座の内容に関する主なもの）	次の①～⑦の類型のいずれかに該当し、かつ類型ごとの講座レベル要件を満たすものを指定。（【】内は講座期間・時間要件） ① 業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 （看護師・准看護師、社会福祉士の養成課程等） 【原則1年以上3年以内で、かつ取得に必要な最短期間（法令上の最短期間が4年の管理栄養士の課程及び法令上の最短期間が3年の養成課程であって定時制により訓練期間が4年となるものを含む※5）】 ② 専門学校等の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム 就職・在職率の実績が一定以上 （商業実務、経理・簿記等）【2年（キャリア形成促進プログラムは120時間以上2年未満）】 ③ 専門職大学院（MBA等） 【2年以内（資格取得につながるものは、3年以内で取得に必要な最短期間）】 就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上 ④ 大学等の職業実践力育成プログラム （子育て女性のリカレント課程等）※1 就職・在職率（正規課程にあっては、就職・在職率及び定員充足率）の実績が一定以上 【正規課程：1年以上2年以内、特別の課程：時間が120時間以上かつ期間が2年以内】 ⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 （ITSSレベル3以上、情報処理安全確保支援士等）※2 【時間が120時間以上（ITSSレベル相当4以上のものに限り30時間以上※3）かつ期間が2年以内】 ⑥ 第四次産業革命スキル習得講座 （AI、IoT等）※4【時間が30時間以上かつ期間が2年以内】 就職・在職率の実績が一定以上 ⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程 ※5 就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上 【専門職大学・学科：4年、専門職短期大学・学科：3年以内】 ※1：2016年4月から適用 ※2：2016年10月から適用 ※3：2017年10月から適用 ※4：2018年4月から適用 ※5：2019年4月から適用	次の①～③の類型のいずれかに該当し、かつ類型ごとの講座レベル要件を満たすものを指定。 ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 （介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、特定行為研修等を含む） ※ 専門実践教育訓練の①に該当するものを除く。 ② 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 （ITSSレベル2以上（120時間未満のITSSレベル3を含む）） ※ 専門実践教育訓練の⑤に該当するものを除く。 ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 就職・在職率の実績が一定以上 ※ 専門実践教育訓練の②・④に該当するものを除く。 ※ 趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。 ※ 講座時間・期間要件は原則として以下のとおり。 ・通学制：期間が1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ・通信制：3か月以上1年以内	次の①又は②の類型のいずれかに該当する教育訓練を指定。 ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、 訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの （民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等） ※ 趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。 ※ 講座時間・期間要件は原則として以下のとおり。 ・通学制：期間が1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ・通信制：3か月以上1年以内 指定講座例 ○ 輸送・機械運転関係（大型自動車、建設機械運転等） ○ 医療・社会福祉・保健衛生関係（同行援助従事者研修等） ○ 専門的サービス関係（社会保険労務士、税理士等） ○ 情報関係（プログラミング、CAD、ウェブデザイン等） ○ 事務関係（簿記、英語検定等） ○ 営業・販売・サービス関係（宅地建物取引主任者等） ○ 技術関係（建築施工管理技士検定、電気主任技術者等） ○ 製造関係（技能検定等） ○ その他（大学院修士課程等）

専門実践教育訓練給付等の概要

- 労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」を創設し、中長期的なキャリアアップを支援

専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の50%(上限年間40万円)を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給

<支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は2年以上)を有する者

教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練(通信制・夜間制を除く)を受講し、修了する見込みのある45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の80%を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(令和3年度末までの暫定措置)

※受講開始日前に教育訓練給付金を受給していないことを要する

専門実践教育訓練の指定講座について

指定講座数:2,584講座(令和3年10月1日時点) ※以下①~⑦は当該講座数の内訳

①業務独占資格または名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程

講座数:1,579講座
例)介護福祉士、看護師等

②専修学校の職業実践専門課程およびキャリア形成促進プログラム

講座数:690講座
例)商業実務、衛生関係等

③専門職学位課程

講座数:91講座
例)教職大学院、法科大学院等

④大学等の職業実践力育成プログラム

講座数:136講座
例)特別の課程(保健)特別の課程(社会科学・社会)等

⑤一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

講座数:3講座
例)情報処理安全確保支援士等

⑥第四次産業革命スキル習得講座

講座数:85講座
例)AI、データサイエンス、セキュリティ等

⑦専門職大学、専門職短期大学、専門職学科の課程

講座数:0講座

教育訓練給付の支給状況①

【一般教育訓練給付・年度別】

(単位：人、千円)

	受給者数			支給金額		
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女
平成23年度	122,248 (△1.5)	54,003	68,245	4,526,558 (△1.1)	2,326,712	2,199,846
平成24年度	130,218 (6.5)	59,204	71,014	4,569,985 (1.0)	2,434,366	2,135,620
平成25年度	135,944 (4.4)	63,038	72,906	4,639,246 (1.5)	2,550,540	2,088,705
平成26年度	121,056 (△11.0)	60,227	60,829	4,487,765 (△3.3)	2,577,275	1,910,490
平成27年度	120,117 (△0.8)	59,954	60,163	4,439,910 (△1.1)	2,569,652	1,870,257
平成28年度	111,790 (△6.9)	55,870	55,920	4,229,898 (△4.7)	2,381,110	1,848,788
平成29年度	99,978 (△10.6)	51,488	48,490	3,807,560 (△10.0)	2,206,492	1,601,068
平成30年度	92,571 (△7.4)	49,005	43,566	3,479,143 (△8.6)	2,114,151	1,364,992
令和元年度	90,776 (△1.9)	49,397	41,379	3,515,524 (10.5)	2,171,196	1,344,328
令和2年度	89,011 (△1.9)	51,191	37,820	3,423,119 (△2.6)	2,216,784	1,206,334

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

【特定一般教育訓練給付・年度別】

(単位：人、千円)

	受給者数			支給金額		
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女
令和元年度	126 -	99	27	12,314 -	11,089	1,225
令和2年度	1,647 (1207.1)	883	764	111,091 (802.2)	76,588	34,503

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

(注3)特定一般教育訓練給付は令和元年10月施行。

教育訓練給付の支給状況②

【専門実践教育訓練給付・年度別】

(単位：人、千円)

	初回受給者数			受給者数			支給金額					
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女			
平成27年度	5,867	-	2,706	3,161	6,640	-	3,045	3,595	1,157,988	-	596,326	561,662
平成28年度	9,630	(64.1)	3,820	5,810	20,874	(214.4)	8,842	12,032	2,853,065	(146.4)	1,353,656	1,499,408
平成29年度	13,229	(37.4)	4,877	8,352	38,781	(85.8)	15,217	23,564	4,933,337	(72.9)	2,200,394	2,732,944
平成30年度	19,465	(47.1)	7,094	12,371	58,486	(50.8)	21,402	37,084	8,089,014	(64.0)	3,305,555	4,783,459
令和元年度	23,251	(19.5)	8,274	14,977	71,648	(22.5)	25,491	46,157	10,348,718	(27.9)	4,083,537	6,265,181
令和2年度	29,404	(26.5)	10,153	19,235	80,517	(12.4)	27,882	52,635	11,614,829	(12.2)	4,665,680	6,949,149

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)受給者数は延べ人数であり、支給金額は業務統計値である。

(注3)専門実践教育訓練給付は平成27年4月以降支給開始。

(注4)平成30年1月から支給率を60%→70%に上げている。

教育訓練支援給付金の支給状況

【年度別】

(単位：人、千円)

	初回受給者数			受給者実人員（延べ）			支給金額					
	（前年度比）	男	女	（前年度比）	男	女	（前年度比）	男	女			
平成27年度	1,587	-	577	1,010	4,766	-	1,769	2,997	607,363	-	238,282	369,081
平成28年度	2,632	(65.8)	918	1,714	15,963	(234.9)	5,684	10,279	2,150,565	(254.1)	810,297	1,340,268
平成29年度	3,015	(14.6)	934	2,081	27,342	(71.3)	9,240	18,102	3,807,247	(77.0)	1,360,183	2,447,065
平成30年度	2,891	(▲ 4.1)	841	2,050	32,869	(20.2)	10,195	22,674	5,325,763	(39.9)	1,743,682	3,582,082
令和元年度	3,524	(21.9)	1,009	2,515	35,378	(7.6)	10,184	25,194	7,188,787	(35.0)	2,206,789	4,981,998
令和2年度	3,530	(0.2)	1,051	2,479	37,113	(4.9)	10,473	26,640	8,546,630	(18.9)	2,567,904	5,978,726

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)受給者数は延べ人数であり、支給金額は業務統計値である。

(注3)教育訓練支援給付金は平成27年4月以降支給開始。

(注4)平成30年1月から支給率を基本手当日額の50%→80%に上げている。

【令和3年度月別（速報値）】

(単位：人、千円)

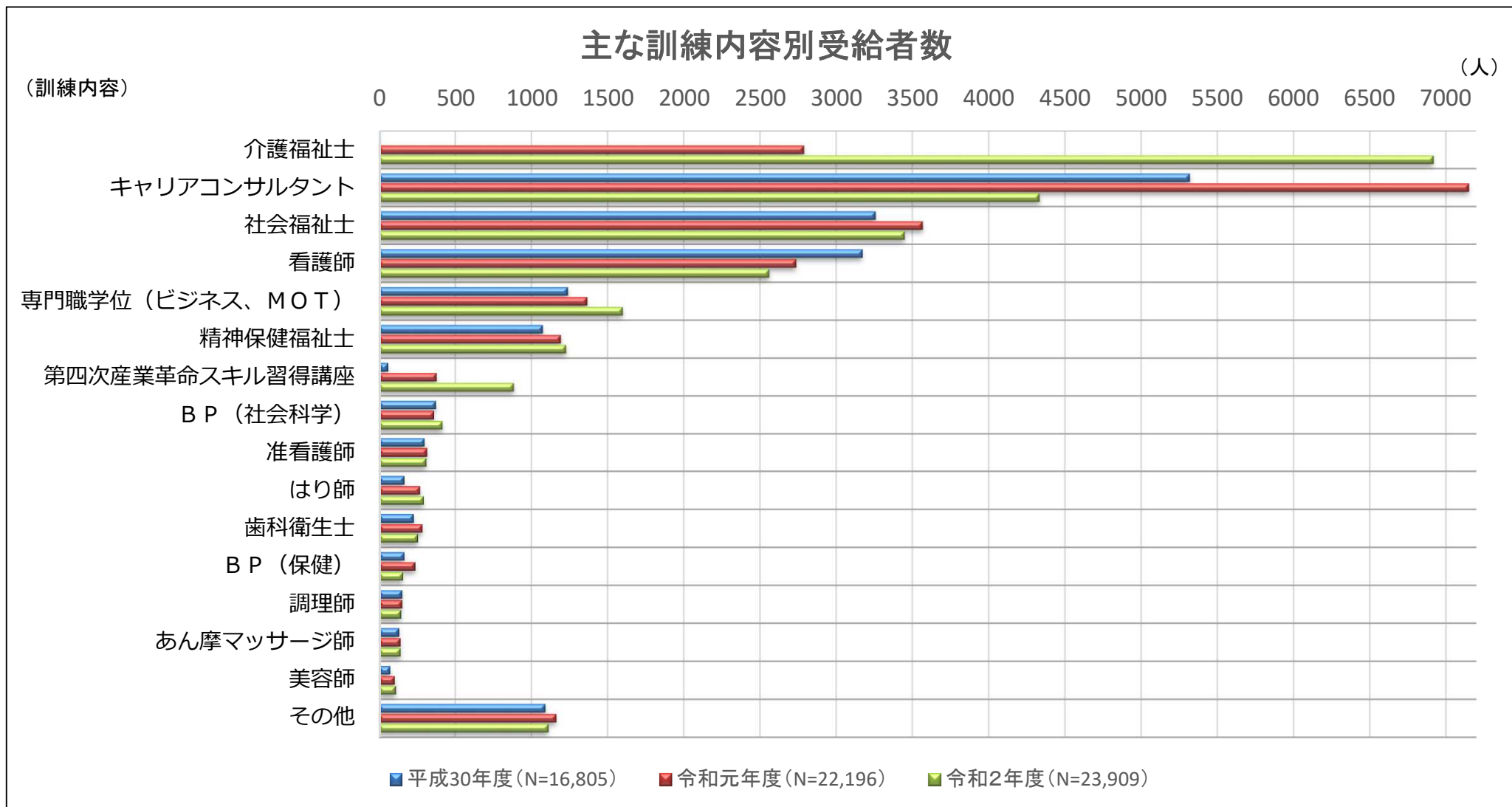
	初回受給者数			受給者実人員			支給金額					
	（前年度比）	男	女	（前年度比）	男	女	（前年度比）	男	女			
4月	107	(197.2)	33	74	5,513	(13.1)	1,569	3,944	1,252,416	(17.4)	381,307	871,108
5月	35	(169.2)	15	20	958	(3.6)	247	711	207,645	(4.7)	55,961	151,684
6月	539	(▲ 10.5)	191	348	4,502	(4.6)	1,285	3,217	1,085,198	(6.1)	329,922	755,277
7月	80	(▲ 21.6)	27	53	859	(2.6)	221	638	206,861	(6.4)	55,768	151,093
8月	314	(201.9)	137	177	4,757	(9.0)	1,376	3,381	1,142,553	(6.7)	349,721	792,832

専門実践教育訓練給付等に係る制度変遷

	平成26年改正 (同年10月施行)	平成29年改正 (平成30年1月施行)
給付率	<p>専門実践 教育訓練給付金 60%</p> <p>※要件期間10年以上 (初回に限り2年)</p> <p>※給付率：最大60% (上限年48万円)</p>	<p>専門実践 教育訓練給付金 <u>70%</u></p> <p>※要件期間<u>3</u>年以上 (初回に限り2年)</p> <p>※給付率：最大<u>70%</u> (上限年<u>56</u>万円)</p>
	<p>教育訓練支援給付金 50%</p> <p>※基本手当日額に対する割合 ※平成30年度末までの暫定措置</p>	<p>教育訓練支援給付金 <u>80%</u></p> <p>※同左 ※<u>令和3</u>年度末まで暫定措置延長</p>

専門実践教育訓練給付受給者の主な受講内容

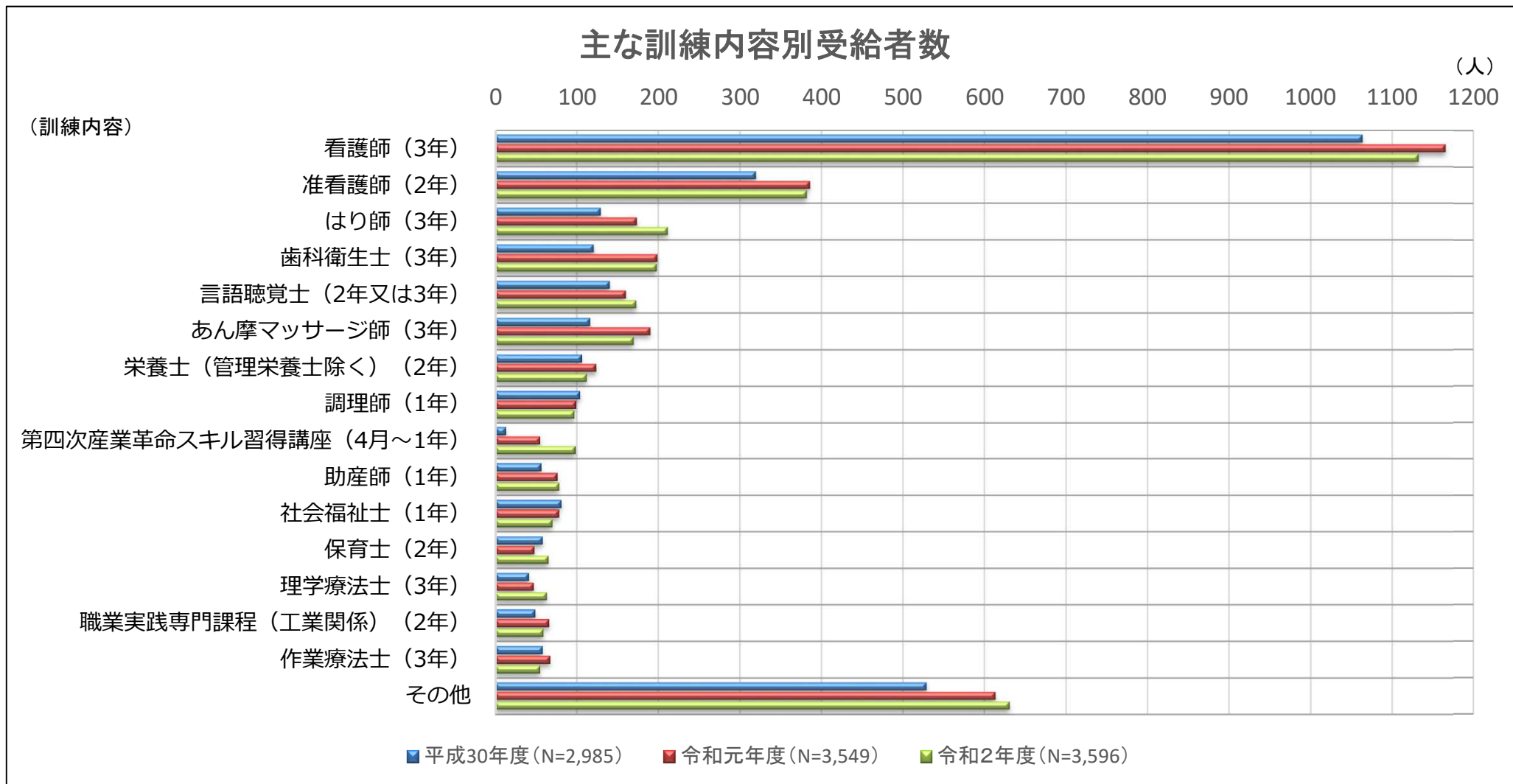
直近3か年度の状況を見ると、福祉系やキャリアコンサルタント等の幅広い資格の受講者が多いほか、専門職学位(ビジネス、MOT)、第四次産業革命スキル習得講座等の件数が伸びている。



※ 専門実践教育訓練給付受給者のうち教育訓練支援給付金受給者を除いた受給者の多い順から15コースを抽出し、それ以外を「その他」としてまとめている。
 ※ このデータは、令和3年6月末時点における処理データから訓練開始日が属する年度を基準として各年度区分を整理し、特別集計したも。各年度の総数は他の業務統計と一致しない。
 ※ 「BP」とは、Brush up Program for professional(職業実践力育成プログラム)の略。BP(社会科学)は経営マネジメントコースなど、BP(保健)は認定看護師コースなど。
 ※ 「その他」は、柔道整復師、言語聴覚士、職業実践専門課程(土木・建築)、専門職学位(会計)、作業療法士など。

教育訓練支援給付金受給者の主な受講内容

直近3か年度 of 状況を見ると、各年度とも看護師・准看護師が全体の約40%以上を占めているなど、2年以上の長期の訓練の受講者が多い。



※ 専門実践教育訓練給付受給者のうち教育訓練支援給付金受給者の多い順から15コース(全体の約8割)について抽出し、それ以外を「その他」としてまとめている。
 ※ このデータは、令和3年6月末時点における処理データから訓練開始日が属する年度を基準として各年度区分を整理し、特別集計したもの。各年度の総数は他の業務統計と一致しない。
 ※ 職業実践専門課程(工業関係)の主な訓練内容は、ゲームプログラム・CGアニメーション・Webプログラムなど。
 ※ 訓練内容の()カッコ書きは、訓練期間。
 ※ 「その他」は、柔道整復師、保健師、美容師、専門職学位(法科大学院)、職業実践専門課程(商業実務(例: 税理など))など。

教育訓練支援給付金に関する雇用保険部会報告①(制度創設時)

(平成25年雇用保険部会報告より抜粋)

3 中長期的なキャリア形成支援措置について

(1) 中長期的なキャリア形成を支援するための教育訓練給付の拡充

(略)

○ また、自発的に受講する教育訓練ではあるが、45歳未満の若年離職者については長期の教育訓練の期間中の支援が必要であることを考慮し、当面の措置として、離職前の賃金に応じた一定の額(算定方法は基本手当に倣った上で、当該手当の水準の50%)を教育訓練の期間中に支給すべきである。本措置の期限は、日本再興戦略を踏まえ、平成30年度末までの5年間とすべきである。

(略)

○ 労働者代表委員及び使用者代表委員からは、本措置は雇用保険制度のみならず、一般会計によっても支援すべきではないかとの意見があった。また、使用者代表委員からは、安易な複数回受講を防ぐ措置として、給付回数制限措置を設けることを検討すべきではないかとの意見があった。

○ 本措置については、従来の教育訓練給付に加え、対象となる教育訓練と給付水準の拡大を伴うものであることから、制度開始後、その実績について定期的に確認し、雇用保険制度における支援措置として適切なものとなるよう、本部会においても必要に応じて議論を行うべきである。

(参考) 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)(抄)

一. 日本産業再興プラン～ヒト、モノ、カネを活性化する～

2. 雇用制度改革・人材力の強化

① 行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換（失業なき労働移動の実現）

○若者等の学び直しの支援のための雇用保険制度の見直し

・非正規雇用労働者である若者等がキャリアアップ・キャリアチェンジできるよう、資格取得等につながる自発的な教育訓練の受講を始め、社会人の学び直しを促進するために雇用保険制度を見直す。労働政策審議会で検討を行い、次期通常国会への改正法案の提出を目指す。あわせて、従業員の学び直しプログラムの受講を支援する事業主への経費助成による支援策を講ずる。

④ 女性の活躍推進

○女性のライフステージに対応した活躍支援

・インターンシップやトライアル雇用制度の活用、マザーズハローワークの充実等による再就職に向けた総合的な支援、母子家庭の母等への就業支援、社会人の学び直し支援等を行うほか、資金調達や経営ノウハウの支援等により、地域に根差したものから世界にチャレンジするものも含め、女性の起業等を促進する。

⑤ 若者・高齢者等の活躍推進

・大学、大学院、専門学校等が産業界と協働して、高度な人材や中核的な人材の育成等を行うオーダーメイド型の職業教育プログラムを新たに開発・実施するとともに、プログラム履修者への支援を行うなど、社会人の学び直しを推進する。また、高等専門学校について、地域や産業界との連携を深めつつ、社会や企業のニーズを踏まえた学科再編などを促進する。また、若者等の学び直しの支援のための奨学金制度の弾力的運用や雇用保険制度の見直し等を行う。

⑦ グローバル化等に対応する人材力の強化

○産業界のニーズに対応した学び直し機会の拡大

・社会人の学び直し支援を実施する【再掲】。

※各項目につき、今後5年間（2020年まで）における
転職入職率、女性就業率等のKPIを設定。

教育訓練支援給付金に関する雇用保険部会報告②(制度改正時)

(平成29年雇用保険部会報告より抜粋)

3 教育訓練給付について

○ 労働力人口が減少する中、我が国が成長するためには、労働者の職業能力の開発、向上に取り組むことが重要である。

○ 労働者の自己啓発を支援する仕組みとして教育訓練給付があるが、中長期的なキャリア形成を支援する専門実践教育訓練給付については、未だ受給者が少ない状況にある。このことから、利用が促進されるよう周知を図るとともに、専門実践教育訓練給付の給付率について、40%から50%に、上限額について32万円から40万円に引上げ、集中的に支援すべきである。

○ あわせて、専門実践教育訓練を受講している45歳未満の若年離職者に支給される教育訓練支援給付金について、支給額を基本手当の50%から80%に引き上げるとともに、平成30年度末までの暫定措置を平成33年度末まで延長すべきである。

○ なお、雇用保険制度は、失業に際して生活の安定を図りつつ、再就職に向けた支援を行うことを最も基本的な目的としているものであることに鑑みれば、基本手当等の求職者給付が本来の趣旨に沿って十分かつ確実に行われることが最優先であり、その枠組みの中で教育訓練給付等について考えられるべきである。したがって、現在、働き方改革を強力に進めていくとの政府方針や、良好な雇用失業情勢、安定した雇用保険財政といった環境の中で教育訓練給付の拡充を行うことは考え得る。

その際、雇用保険制度本来の役割やその置かれた状況に鑑み、教育訓練給付の実施状況について定期的に把握し、その状況に応じて適切な時期に見直すことが適当である。

(参考) 教育訓練給付・リカレント教育に関する閣議決定等①

経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日 閣議決定）抄

第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン

3. ポストコロナの経済社会のビジョン

その際、特に、我が国の最大の資源である人材の力を引き出していくことが重要となる。政府が呼び水となる人材への投資と制度改革を大胆に行う「ヒューマン・ニューディール」を通じ、民間の創意工夫や投資を促し、社会全体で人材を育成する大きなうねりを起こしていく。意欲と能力のある若者が活躍でき、多様な経験を積みながらキャリアアップを行えるようにする。

女性のキャリアアップ支援の強化等を通じ男女の賃金格差を解消するとともに、理系分野を始め多様な分野での女性の活躍を促す。誰もがいつでも学び直しを行えるようリカレント教育の抜本的な拡充を図り、キャリアアップをしながら、転職や起業などを通じて、年功序列や生え抜き主義といった慣行にとらわれず様々な場での活躍を選択できるようにし、国際的に通用する人材を育成していくことが重要である。

4. 感染症の克服と経済の好循環に向けた取組

(2) 経済好循環の加速・拡大

雇用と生活への支援として、雇用調整助成金の特例措置等については、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく一方で、在籍型出向を通じた雇用確保を支援する助成の活用促進やマッチング支援の強化、感染症の影響による離職者のトライアル雇用への助成等による成長分野への円滑な労働移動や、セーフティネットとしての求職者向けの支援、働きながら学べる環境の整備、リカレント教育等の人的投資支援を強力に推進する。雇用保険について、これらの施策を適切に講じ、セーフティネット機能を十分に発揮できるよう、その財政運営の在り方を検討する。

非正規雇用労働者など感染症のより厳しい影響を受ける生活に困窮する方々に対しては、住まいの確保を含め生活を下支えする重層的なセーフティネットによる支援に万全を期すとともに、デジタル分野等の新たなスキルの習得に向けた職業訓練の強化等を通じ自立を支援する。

(参考) 教育訓練給付・リカレント教育に関する閣議決定等②

経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日 閣議決定）抄

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

2. 官民挙げたデジタル化の加速

(3) デジタル人材の育成、デジタルデバイドの解消、サイバーセキュリティ対策

全国の大学・高等専門学校・専門学校等において数理・データサイエンス・AI教育の充実や、デジタル関連学部や修士・博士課程プログラムの拡充・再編を図ることとし、モデルカリキュラムの普及、国際競争力のある分野横断型の博士課程教育プログラムの創設、ダブルメジャー等を推進する。

デジタル人材の裾野拡大のため、職業訓練と教育訓練給付のデジタル人材育成への重点化を図ることとし、デジタル関連プログラムの拡充等の強化を行う。

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

(2) 女性の活躍

全ての女性が輝く令和の社会を実現するために、「第5次男女共同参画基本計画」及び「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」77に基づき、女性デジタル人材育成、ひとり親に対する職業訓練、「生理の貧困」への支援など女性に寄り添った相談支援、妊産婦への支援といったコロナ禍で大きな影響を受けている女性への支援、養育費の不払い解消、女性の登用・採用の拡大を含めた幅広い分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大、性犯罪・性暴力対策の強化などの取組みを推進する

(3) 若者の活躍

若者のキャリア形成を支えるため、ジョブ型雇用の推進などにより多様な働き方の実現を図るとともに、公的職業訓練やリカレント教育を、デジタル化等の産業構造の変革に対応できる人材や、その変革をリードする人材を育成できるものへ強化していく。

(参考) 教育訓練給付・リカレント教育に関する閣議決定等③

経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日 閣議決定）抄

(5) 多様な働き方の実現に向けた働き方改革の実践、リカレント教育の充実

(フェーズⅡの働き方改革、企業組織の変革)

ジョブ型正社員の更なる普及・促進に向け、雇用ルールの明確化や支援に取り組む。裁量労働制について、実態を調査した上で、制度の在り方について検討を行う。兼業・副業の普及・促進のため、ガイドラインの周知、取組事例の横展開等に取り組む。選択的週休3日制度について、育児・介護・ボランティアでの活用、地方兼業での活用などが考えられることから、好事例の収集・提供等により企業における導入を促し、普及を図る。また、フリーランスについて、ガイドラインを踏まえ、関係法令の適切な適用等を行うとともに、事業者との取引について書面での契約のルール化などを検討する。これらの取組により、多様で柔軟な働き方を選択でき、安心して働ける環境を整備する。あわせて公的職業訓練における在職者の訓練の推進、教育訓練休暇の導入促進等を含め、働きながら学べる仕組みを抜本的に見直すとともに、周知を徹底することにより、その活用を図る。また、民間求人メディア等についてマッチング機能の質を高めるためのルール整備やハローワークとの情報共有の仕組みの構築に取り組む。

(リカレント教育等人材育成の抜本強化)

年代・目的に応じた効果的な人材育成に向け、財源の在り方も含め検討し、リカレント教育を抜本的に強化する。企業を通じた支援のみならず個人への直接給付も十分に活用されるよう、教育訓練給付の効果検証により、その内容が労働市場のニーズによりマッチするよう不断の見直しを行うなど、その活用を推進する。企業や訓練機関の教育訓練において、一人ひとりの目的・状況に応じたプログラムの柔軟化・多様化を推進する。

博士号・修士号取得者、これらを有する企業人材、デジタル人材等の高度人材の育成を図るため、産学官連携の下、時代や企業のニーズに合ったリカレントプログラムを大学・大学院・専門学校等において積極的に提供する。企業、受講者、大学等に対する具体的なインセンティブ措置を検討し、必要な施策を講じてリカレント教育を推進する。

40歳を目途に行うキャリアの棚卸しや起業、地方企業への転職、NPO等での活躍等に向け、資格取得やキャリアコンサルティング、マッチング等の支援を強化する。オンラインや土日・夜間の講座の拡大を図るとともに、内容の検索機能や情報発信を充実する。

(参考) 教育訓練給付・リカレント教育に関する閣議決定等④

成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日 閣議決定）抄

4. 「人」への投資の強化

(6) 労働移動の円滑化

i) 雇用の維持と労働移動の円滑化

- ・職業訓練の訓練期間や訓練内容について、短期間の訓練やオンライン受講を始めとする多様化・柔軟化を行い、利用しやすい制度とするとともに、ハローワークにおいて、離職者、休業者等に職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などを実施する。

ii) リカレント教育の推進

(企業や職業訓練機関におけるリカレントの推進)

- ・教育訓練給付におけるIT分野の講座充実に向けた関係府省の連携の推進や職業訓練（離職者訓練、在職者訓練）のデジタル関連分野への重点化等により、第四次産業革命などデジタル技術の進展を踏まえたニーズに応じた人材育成を強化する。
- ・労働者の主体的な学び直しをしやすいするため、教育訓練給付制度におけるオンラインや土日・夜間の講座の充実を図るとともに、学び直しに関するポータルサイトとの連携を強化する等により、教育訓練給付の対象講座等に関する情報発信を強化し、制度の利用を促進する。
- ・労働者が主体的に学ぶための時間を確保できるよう、企業における教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務制度、残業免除制度等の普及を促進する。
- ・オンラインや土日・夜間も含めて労働者がジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを利用しやすい環境整備に取り組むとともに、長期にわたるキャリア形成の促進のため、企業内におけるキャリアコンサルティング（セルフ・キャリアドック）の導入支援やマイナポータルとの連携を含むジョブ・カードのデジタル化を推進する。
- ・「生産性向上人材育成支援センター」において、特にAI、データサイエンス等の産業界のニーズの大きい分野で、大学と連携した新規講座の開設などの取組を行う。
- ・公的職業訓練について、IT理解・活用力を習得する訓練を実施するとともに、産業界や地域から求められる人材ニーズに即した訓練コースの設定や訓練コースの柔軟化・多様化を推進する。また、訓練内容の高度化や効率的な訓練実施のため、ICT導入に向けた検討を行い、速やかに結論を得る。